

## 豊明市防災会議の公開等に関する取扱要領

### 1 会議の公開

豊明市防災会議（以下「防災会議」という。）は公開するものとする。ただし、会議の内容を公開することが適当でないと防災会議が判断した場合は、公開しないことができる。

### 2 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住又は在勤の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定める。

### 3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市のホームページ」に掲載する。

### 4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとする。

### 5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、防災会議に対する発言はできない。

また、防災会議が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできない。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとする。

### 6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び防災会議に支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により写しを配付する。

### 7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとする。

### 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

### 9 施行等

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

## 豊明市防災会議傍聴の申し込み

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_